

国民年金保険料の免除・納付猶予制度の受付を行っています。

平成20年7月から平成21年6月までの申請受付を今月から開始しています。経済的な理由等で国民年金の保険料を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。(免除制度とは、保険料の全部又は一部を免除するとともに万一の場合の障害・遺族基礎年金受給のための要件となります。)前年度の所得基準がありますので、詳しい内容については国民年金担当にお気軽にご相談ください。

定額保険料 14,410円	支払額 (月額)
全額免除	0円
3/4免除	3,600円
半額免除	7,210円
1/4免除	10,810円

退職(失業)による特例免除や30歳未満の方には本人と配偶者の所得のみで判定をする。若年者納付猶予制度もあります。

全額免除または若年者納付猶予が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望された場合は、あらかじめ申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

20歳以上の学生の方は在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。希望される学生の方はお早めに手続きをお願いします。

7月は障害基礎年金の現況届提出月です。

対象者

障害基礎年金の受給者の中で

20歳前に初診日のある障害により年金を受けている方
(年金証書の年金コード上2桁が63の方)

例 年金コード「6350」

旧国民年金法による障害福祉年金からの移行(裁定替え)により年金を受けている方

(年金証書の年金コード上2桁が26の方)

例 年金コード「2650」

提出期限：平成20年7月31日

提出先：市民環境課戸籍年金係または各支所市民係

対象となる方には、社会保険事務所から7月上旬までに「現況届」が送付されますので、必要事項を記入し提出してください。

住民基本台帳ネットワークシステムにより現況が確認された方についても「所得状況届」が送付されますので、同様に提出が必要です。

問い合わせ先 市民環境課 戸籍年金係 ☎22-3135
内牧支所 市民係 ☎32-1111
波野支所 市民係 ☎24-2001

初益名簿の作成にご協力をお願いします

阿蘇市区長会では、慣例となっており、まず初益名簿を今年も作成します。対象と思われる世帯に対し、区長が初益名簿への掲載の確認を行いますので、ご協力をお願いします。

掲載のご了解が得られなかった場合には、掲載は行いません。

また、対象世帯で区長が確認に出来ないような場合には、お手数ですが担当区長までお申し出ください。

作成した名簿は、お参りを奨励するものではありません。

阿蘇市区長会

